

## 適合証明技術者登録申請・講習申込について【『登録窓口：福島』用】

※既存住宅状況調査技術者登録が登録要件となっておりますのでご注意ください。

### 登録窓口

#### 一般社団法人福島県建築士事務所協会

〒960-8061  
福島市五月町4-25 福島県建設センター5階

電話：024-521-4033 FAX：024-521-5087

### 登録期間

令和4年8月1日（月）～9月5日（月）

### 必要書類

適合証明技術者業務講習情報（下記URL）にてご確認ください。

<https://www.kyi.jp/nti/info.html?20210802>

#### 【適合証明技術者の登録に必要な書類】

ダウンロード  
可能

- 1 「申請書」（1枚） ※押印3ヶ所（記入例参照）
- 2 「適合証明業務に関する確認書」（1枚） ※押印2ヶ所（記入例参照）  
※登録開設者が法人の場合は、法務局届出の代表者印を押印して下さい。  
※登録開設者名（個人である場合）及び適合証明技術者氏名欄は、自署して下さい。いずれもシャチハタは不可。
- 3 「適合証明技術者業務講習」受講申込書（1枚）
- 4 建築士事務所登録を証する書類（建築士事務所登録通知書）の写し（1枚）  
※登録後、変更があった場合は変更届を含みます。
- 5 登録する建築士免許証の写し（1枚）
- 6 既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し（1枚）

**※登録申請時ではなく、令和4年12月中旬頃まで（受講後）の提出でも可。**

- 7 建築士の写真（縦3.0cm×横2.4cm）（2枚）
  - ・カラー写真となります。白黒不可。スナップ写真は不可。
  - ・無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写した証明写真で令和4年4月以降に撮影したもの。
  - ・条件にあっていれば、デジタルカメラで撮影したものでも可。（スナップ写真は不可。）
- 8 運転免許証またはパスポート等の公的機関発行の写真付き資格証等の写し（1枚）
  - ・カード型建築士免許証の写しは不可。

### 登録料等

今年度より既存住宅状況調査技術者登録の更新に合わせて、ご希望の有効期限に応じた登録料でお申込いただけます。

登録料	受講料	テキスト代	合計
【1年間】 6,160円	9,350円	4,950円	【1年間】 20,460円
【2年間】 12,320円			【2年間】 26,620円
【3年間】 18,480円			【3年間】 32,780円

また、標識は購入希望者のみ販売（受注生産 ￥2,200税込）となります。ホームページ（[フラット35\(中古住宅\)等適合証明技術者支援情報 | 日本建築士事務所協会連合会 \(kyj.jp\)](#)）より注文書をダウンロードし、指示に従ってください。必ず購入する必要はありません。

《希望者のみ》

「適合証明技術者」登録標識 2,200円（税込）

なお、一旦納付された受講料は、天災等の理由で講習が中止された場合を除き返還できませんので、ご了承ください。

## 申請方法

申請方法は下記2通りからお選び願います。コロナウィルス感染拡大防止のため、持参での申込は行いませんのでご了承ください。

### 1) 現金書留にて送付の場合

（領収書については、講習会終了後に証明書等と一緒にお渡しします。）

上記「必要書類」1～8の書類を同封の上、上記「登録料等」を参考にして料金を現金書留で登録窓口に送付して下さい（8月31日必着）。申請書等の関係書類は折りたたんで同封していただいても別封筒にて送付していただいても構いません。なお、送料は各自ご負担願います。

【送付先】〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター5階  
（一社）福島県建築士事務所協会 まで

### 2) 料金を指定銀行口座に振込み後、書類を送付の場合

（領収書については、講習会終了後に証明書等と一緒にお渡しします。）

上記「登録料等」を参考にして料金を下記口座にお振り込みいただき、「必要書類」1～8に加え振込受付書（利用明細書）の写しを添えて、配達記録の残る方法（簡易書留や宅配便など）にて送付して下さい（8月31日必着）。なお、振込手数料及び送料は各自ご負担願います。

【振込口座】東邦銀行中町支店 普通預金 口座番号480444  
名義：一般社団法人福島県建築士事務所協会 会長 渡邊 武

【送付先】〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター5階  
（一社）福島県建築士事務所協会 まで

## 注意事項

- A. 講習会の受講は登録要件となっております。福島県での開催はありません。オンライン講習のみとなります。受講しない場合は証明書は交付できません。また、登録予定建築士以外の受講（代理受講）は認めません。
- B. 講習を受講しない場合であっても、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。
- C. 登録証明書は令和5年3月以降、登録開設者宛に簡易書留で郵送します。